

# 令和2年度 農地中間管理事業（転賃にかかる事務）スケジュール モデルケース

○内数字＝農地の申込みを受理した月

タイプA → タイプB

事務項目	R2												R3						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4			
農用地利用集積計画関連																			
農用地利用配分計画関連	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上
貸付希望農用地等の申込 (貸付希望者→市町) リスト作成と送付 (市町→財団)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	①	②	③				
利害関係人意見聴取(機構事務)																			
農用地利用集積計画 作成・押印	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	①	②					
農用地利用配分計画 たたき台作成	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	①	②					
農業委員会・諮問																			
利害関係人意見書添付(機構事務) 農業委員会意見聴取	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農地中間管理権取得 (農用地利用集積計画公告日) (もしくは 公告日の翌日) (もしくは 指定期)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農用地利用配分計画 押印依頼(機構⇄借受者) 認可申請(機構→県)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農用地利用配分計画 認可告示 (翌日に転賃)												●							●

農業委員会総会等の「議案審議」の開催月及び農業委員会への農用地利用集積計画の申出締切日に留意

R2年度転賃最終スケジュール  
(経営転換協力金)

R2年度転賃最終スケジュール  
(地域集積協力金)

令和2年度 借受募集スケジュール 通年(全募集区域で実施) 借受希望者リストの提出期限:原則毎月5日(土日、国民の休日・祝日に当たる場合は翌日) 公表予定日:借受希望者リストの提出期限から起算し概ね10日後

手続きの詳細は「事務処理要領手順フロー」6ページ～18ページをご覧ください。

# 農地中間管理事業

農地の貸し借りをを行います

農地中間管理事業とは、

平成26年度から始まった、農地中間管理機構を利用する農地の貸し借りの新しい仕組みです。

## 農地中間管理事業の仕組み

市街化区域以外の  
農用地等に限りです



## ○借受希望者（農地の受け手）の申込（公募）について

☆申込方法：通年で申込を受付けます。なお、窓口については、募集をしている市町担当課に申込書を提出してください。

☆申込書：3、4、5ページをご利用ください。

※申し込みされた全ての者が農地を借りることができるわけではありません。借受希望者から提出された書類を審査し、農地中間管理機構が定めたルールに基づき、貸付先を決定します。添付書類がないと農用地等を借りることができません。

※申し込みにあたっては、2ページの「確認事項」をご覧ください。

※申込後の状況確認は、下段の機関へお問い合わせください。

## ○農地中間管理事業のメリット

- ・賃借料の払い込み先は機構になるので、手間が省けます。
- ・地主が複数いても、契約先は機構のみで一本化されます。
- ・集積した農地を借り受けることができます。
- ・長期間の農地借受が容易となります。

◇お問い合わせは、募集区域の所在する市町農業振興担当課 または、  
一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）まで

〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号 TEL:(082)541-6192 詳細はHP:<http://hsnz.jp>

## 【確認事項】

### 1 応募の対象者及び必要添付書類

応募の対象者	添付書類(いずれか1点)
(1) 集落法人	・直近の総会資料(写)
(2) 農業参入企業	・経営計画書
(3) 認定農業者(個人, 一般法人)	・経営改善計画認定証(写)
(4) 認定就農者(認定新規就農者)	・青年等就農計画認定証(写)
(5) (1)から(4)に位置づけられる予定者 (農用地等の借受時には前項(1)から(4)に位置づけられることを要す。)	・営農計画
(6) 市町基本構想水準到達者	・なし (該当者かどうかは経営農地の所在する市町へ確認をお願いします)
(7) 農業経営を行うJA出資法人・JA	・営農計画
(8) 旧農地利用集積円滑化団体が実施する研修を修了した者	・研修修了書(写)
(9) (1)から(8)以外の「人・農地プラン」に掲載された地域の中心経営体(予定者を含む)	・募集区域に係る人・農地プランの「今後の地域の中心となる経営体」記載頁(写)
(10) (1)から(9)のいずれかの者と農地の分散錯圖の解消を行おうとする者	・なし

### 2 借受希望者の次の情報は公表されます (一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 農地中間管理事業実施規程 第7・10条抜粋)

- (1) 借受希望者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
- (2) 募集区域内の農業者、募集区域外の農業者、新規参入者の別
- (3) 借受けを希望する農用地等の種別、面積
- (4) 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別、栽培方法
- (5) 借受者とマッチングした農用地について貸付農用地の属する募集区域内の借受希望者へ意見聴取を行うための貸付希望農用地の情報(所在地、貸借期間)

### 3 農地の貸付先の決定ルール (一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 農地中間管理事業実施規程 第10条の概要)

〔基本原則〕

- (1) 農用地等の借受希望者の規模拡大又は借受希望者が営農を行う経営耕地の分散錯圖の解消に資すること。
- (2) 募集区域内において効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- (3) 募集区域内において新たに設立された集落法人や新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指す取組を阻害しないようにすること。
- (4) 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。  
〔優先配慮〕

- (1) 募集区域内の合意に基づき、集落法人を設立する場合。
- (2) 担い手相互間で利用権の交換を行う場合。
- (3) 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる借受希望者がいる場合。
- (4) 借受希望者の中に、募集区域内の担い手がいる場合。
- (5) 募集区域内に担い手がおらず、募集区域外から担い手を参入させる場合。

※なお、該当する借受希望者が複数の場合は、現在経営している農用地等との位置関係、当該貸付希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度を考慮し順位を決定します。  
※貸付先の決定にあたっては、当該募集区域の人・農地プランの内容を考慮し決定します。  
※貸付先を決定後貸付農用地の属する募集区域内の借受希望者へ当財団ホームページで意見聴取を行います。意見聴取の結果、貸付先の変更を行う場合があります。  
※機構から借受者への貸付期間：貸付先の経営の安定・発展に配慮し、特段の理由が無い限り10年間以上とすることを基本とします。

借受希望申込書

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長 様

1 借受希望者の概要

氏名 (名称・代表者)	(ふりがな)			印 (自署の場合押印不要)
住所	〒			
個人の場合	(生年月日)	年	月	日 才 男・女
法人の場合	設立年月日		構成員数	人
電話番号			FAX	
メールアドレス (携帯以外)				
「人・農地プラン」 での位置づけ	借受希望区域内のプランに (位置づけられている・位置づけられる予定・位置づけられていない)			
借受希望区域 における 現在の状況  (該当する番号及び ( )内のいずれかを ○で囲んでください)	1 集落法人	① (既に法人化・今後法人化予定) ② 農用地利用改善団体の特定農用地利用規程に定められているか (いる・いない)		
	2 農業参入企業	① (既に参入・今後参入予定) ② 市町の農業参入企業推進方針の企業リスト又は検討企業リスト に位置づけられているか (いる・いない)		
	3 認定農業者〔個人、一般法人〕	(既に認定されている・今後認定予定)		
	4 認定就農者・認定新規就農者	(既に認定されている・今後認定予定)		
	5 市町基本構想水準到達者			
	6 農業経営を行うJA出資法人・JA			
	7 旧農地利用集積円滑化団体が実施する研修を修了した者			
	8 1～7以外で「人・農地プラン」に掲載された地域の中心経営体			
	9 1から8のいずれかの者と農地の分散錯圃の解消を行おうとする者			

2 借受希望内容

希望区域	公募番号		
	市町		
	区域名		
	あなたの営農区域と今回の希望区域の関係は次のいずれですか。 1 同じ区域 2 異なる区域(現在の営農区域( )) 3 新規参入		
農用地等の種別	田・畑・樹園地・採草放牧地・混木林地・農業用施設用地	借受規模	㎡
希望する 農用地等の条件			
作物の種類			
栽培方法	1 露地栽培・施設栽培の別 ( 露地 ・ 施設 ) 2 その他の栽培方法 ( )		
借受期間	年間		
借受理由	1 規模拡大 2 分散錯圃の解消 (担い手の氏名 ) 3 新規参入 4 その他 ( )		

記載事項のホームページの公表 同意する ※○をお願いします。

複数の市町への申込みあり (応募希望市町: )

※この申込により、取り下げの申し出が無い限りには自動更新とさせて頂き、公表は継続されます。  
 ※添付書類 ・募集区域に係る人・農地プランの「今後の地域の中心となる経営体」記載頁(写)、直近の総会資料(写)  
 ・経営計画書、経営改善計画認定証(写)、青年等就農計画認定証(写)、研修修了書(写)のいずれか  
 ・予定者の人は営農計画を添付してください。また、担い手と位置づけられた場合はその旨ご連絡をください。(変更手続き等を行います)  
 ・裏面の「個人情報取扱扱い」を確認のうえ自署又は記名・押印等をお願いします。  
 ・別表「意向確認表」も合わせて提出をお願いします。

農地の借受に係る意向確認表

氏名・法人名 [ ] 後継者: 有・無

借受希望の内容について (該当に○または回答を記入願います)

■現在の経営面積	計 ha	内訳	(自作地: ha) (借受地: ha)		
1-1 今後新たに借受け希望する 面積の規模	計 ha	内訳	水田 ( ha)	借受希望の時期 該当に○ ① 今すぐ ② 2～3年以内 ③ その他 ( 年後)	
			畑 ( ha)		
			樹園地 ( ha)		
			その他 ( ha)		
1-2 既存借受地の付替え希望する 面積の規模	計 ha	内訳	水田 ( ha)	付替希望の時期 該当に○ ① 令和元年度 ② 令和2年度 ③ 令和3年度以降	
			畑 ( ha)		
			樹園地 ( ha)		
			その他 ( ha)		
2 今後新たに借受を希望する 農用地等の条件	農地の状況		面積規模やまとまり		
	基盤整備の有無	基盤整備済の農地	面積及びまとまりは問わず借りたい	( )アール以上のまとまりがあれば借りたい	借りの意向はない
		未整備の農地	面積及びまとまりは問わず借りたい	( )アール以上のまとまりがあれば借りたい	
		上記が確保されていない	面積及びまとまりは問わず借りたい	( )アール以上のまとまりがあれば借りたい	借りの意向はない
その他 (周辺の環境等)					
3 希望借地料	金納の場合	10aあたり	円～	円程度	
	物納(米)の場合	10aあたり		kg程度	
4 栽培方法に関する内容	①ハウスの場合の規格 ( )				
	②有機栽培の場合の詳細 ( )				
	③その他 ( )				

貸付希望申込書

令和 年 月 日

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長 様

(申込者：農地所有者、または相続等により権原のある方)

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 ( 才 )  
(名称・代表者)

※自署の場合押印不要

電話番号 \_\_\_\_\_

【申込者の方に連絡が取りにくい場合、ご家族等の連絡先】

氏名、続柄、電話番号など

私は、別紙「広島県農地中間管理事業に係る借受農用地等リストへの掲載基準等」に同意し、農用地等の貸付を申し込みます。

貸付希望農用地等

農用地等の所在地 (市町・大字・字・地番)	現況 地目	登記面積 (現況面積) (㎡)	作付 作物	該当する場合は○		貸付 希望 期間 (年)	希望借地料 (円/10a当り)	登記 名義人 共有の 場合は 「他共有」と 記入	既存使用 収益権 または、 この1年間 他の方が 耕作の場合、 耕作者名
				基盤 整備 の有無	ハウス 等の 有無				
		( )							
		( )							
		( )							
		( )							
		( )							
		( )							

(注) ・別紙「広島県農地中間管理事業に係る借受農用地等リストへの掲載基準等」を確認のうえ、「個人情報の取扱い」と併せて自署又は記名・押印の上提出をお願いします。

・市町において貸付希望農用地等の詳細を確認するため、農地基本台帳の写しを添付してください。

・「作付作物」欄は直近に作付けた作物を記入してください。

・貸付が行われない場合、貸付希望の継続について2年度毎に確認を行いますので御承ください。

・相続税納税猶予や贈与税納税猶予及び農業者年金に対する農用地等がある場合は別途ご相談ください。

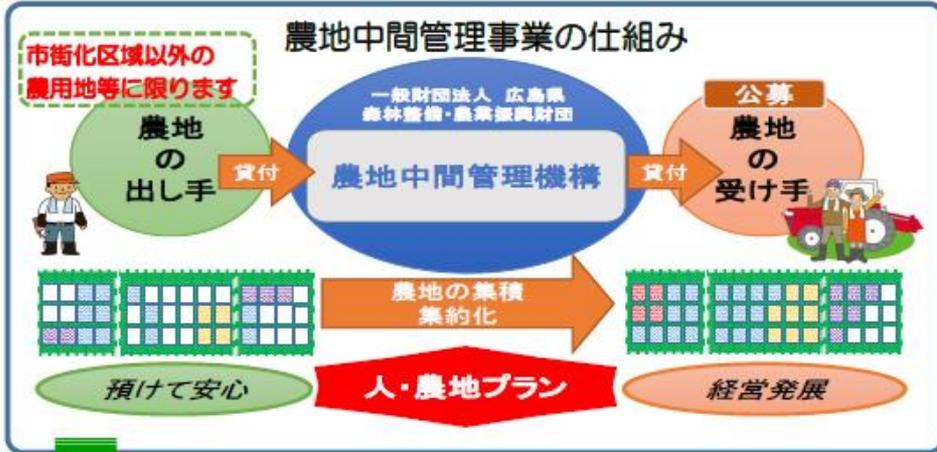
※※※裏面にも「記入押印」をください。⇒⇒⇒

# 農地中間管理事業

【令和2年4月作成】  
農地の貸し借りをを行います

農地中間管理事業とは、

平成26年度から始まった、農地中間管理機構を利用する農地の貸し借りの新しい仕組みです。



## ○貸付希望者(農地の出し手)の申込について

☆申込方法 : 通年で申込を受付けます。市町担当課に申込書を提出してください。

☆申込書 : 3、4ページをご利用ください。

※機構は申し込まれた全ての農地を借受けるわけではありません。狭小な農地や耕作放棄地など、農用地等として利用することが困難な農用地等は借受けることができない場合もあります。2ページの「広島県農地中間管理事業に係る借受農用地等リストへの掲載基準等」をご確認ください。

※機構が借受けるまでは、自らによる農用地等の管理が必要です。

## ○農地中間管理事業のメリット

- ・契約期間が終了すれば農地は確実に返ってきます。・賃借料は機構が回収しますので安心、確実です。
- ・預った農地の借受者は機構が探します。・要件を満たせば機構集積協力を金を受け取ることができます。

◇お問い合わせは、農用地等の所在する市町農業振興担当課 または、  
一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団(農地中間管理機構)まで

〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号 TEL(082)541-6192 詳細はHP:http://hsnz.jp (1)

## (別紙) 広島県農地中間管理事業に係る借受農用地等リストへの掲載基準等

1. 次に該当する農用地等は借り受けできないため借受農用地等リストに掲載しません。

(1) 市街化区域の農用地等。

(2) 筆界未定の農用地等

(3) ほ場整備整備事業等において、土地改良区に対して賦課金の未払い等がある場合。

2. 貸付希望農用地等が以下に該当する場合は、借受希望者に集積することで効率的に活用できる場合や借受希望者が確保できる見込みのある場合を除き借受農用地等リストに掲載しません。

なお、集团的なまとまりのある農地の中に存在する場合や農業的利用を図るため基盤整備事業の実施等が計画されている農用地等は含みません。

(1) 耕作放棄地など、農用地等として利用することが著しく困難な場合。

(例えば、松等の木本類(直径5cm以上)が繁茂し、再び耕作するために相当な投資が必要な農地)

(2) 募集区域の借受希望者の数、応募内容、その他の事情を勘案し農用地等の貸付が行われる見込みがない場合。

(3) 当該農用地等の利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められない場合。

(4) 当該農用地等の賃貸借料が、近傍の農用地等の整備状況等生産条件等からみて適切であると認められない(概ね3割を超える)場合。

(5) 一区画あたりの面積が狭小(水田の場合3アール未満、樹園地・畑の場合1アール未満)の場合。

(6) 農作業に必要な機械(コンバインなど)が公道から直接進入できない等、機械の搬入が困難な場合。

**【注意事項】** 貸付希望者は以下の各事項を承知しておく必要があります。

1. リストに掲載しても財団へ貸し付けるまでは、自ら農用地等を管理する必要があること。

2. 貸付希望農用地情報(所在地、地目、面積)について財団ホームページに掲載すること。

3. マッチングした貸付希望農用地の情報(所在地、貸借期間)について、借受希望者の意見聴取のため財団ホームページに掲載すること。

4. 貸付希望農用地について、地上権、永小作権、質権、抵当権、差押等が設定されている場合は、財団の求めに応じて借入金返済等状況が確認ができる資料を提供すること。

5. 未相続の農用地等においては、相続権者とその持分を証するため、原則、自ら戸籍謄本、除籍謄本及び相続関係図等を市町に提出する必要があります。

6. 財団へ貸し付けた農用地等の賃貸借料は、農地中間管理事業により財団が借受者に転貸するまでの間は無料となること。

6. 財団へ貸し付けた農用地等の賃貸借料は、農地中間管理事業により財団が借受者に転貸するまでの間は無料となること。
7. 借受者への転貸後に借受者が死亡、病気、経営破綻による法人解散その他これに準じる事由により耕作できなくなった場合には、関係機関(県・市町(農業委員会)・JA等)との協議の上、転貸借契約を解約する。また、農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第2項((1)当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき(2)正当な理由がなくて農用地等の利用状況について報告がされないとき)に該当する場合には、県の承認を受けて転貸借契約を解除することがある。  
なお、次の借受者が見つかるまでの間(前の転貸借契約の解約及び解除の日から2年間を限度とする)の賃借料は財団から貸付者に支払う。
8. 財団へ貸し付けした農用地等が次に該当した場合は、事前協議の上、貸借契約の解除をすることができる。
  - (1)財団は、農地中間管理権の設定又は転貸後、第7項記載の事由により2年間が経過しても農地中間管理事業による借受者への転貸ができない場合。
  - (2)災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
9. 借受希望者の希望する面積等の条件が一致または条件に近い場合、財団は関係市町との協議及び利害関係人への意見聴取後、マッチングの事務を進めるものとする。なお、マッチングに当たって賃貸借料については、当事者間の折り合いがつかない場合は農業委員会等の把握する近傍類似の賃貸借料の情報を提供するなど調整に勤めるものとする。  
また、原則賃貸借契約とするが、借受者の権利に違いがあることを説明の上、借受者及び貸付者が同意した場合は使用貸借契約を認めるものとする。
10. 農地中間管理事業に係る事務手数料を求める場合があること。(当面は求めない)
11. 特段の理由がない限り借受期間は原則10年以上とすること。
12. 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業(機構関連農地整備事業)が行われることがあります。

# 契約内容の変更等手続きについて

## 1 賃借料を変更する場合

現在の契約		変更後の契約	例 示		手続き内容	手続き様式 (提出先)	提出期限		
			現在	変更後					
賃貸借契約	金 納	増 額↑	7,500円 /10a	8,000円/10a	農用地利用配分 計画 変更協議	第8-2号 (機構)	6月末 まで		
		減 額↓		5,000円/10a					
		減額(ゼロ円):使用貸借		0円/10a				農用地利用配分 計画 解約協議(⇒再契約)	第9-2号 (市町)
		物 納		30kg/10a				農用地利用配分 計画 変更協議	第8-2号 (機構)
	物 納	増 量↑	30kg/10a	60kg/10a	農用地利用配分 計画 変更協議	第8-2号 (機構)			
		減 量↓		15kg/10a					
		減量(ゼロ):使用貸借		0kg/10a				農用地利用配分 計画 解約協議(⇒再契約)	第9-2号 (市町)
		金 納		5,000円/10a				農用地利用配分 計画 変更協議	第8-2号 (機構)
使用貸借		金 納	0円/10a 0kg/10a	7,500円/10a	農用地利用配分 計画 解約協議(⇒再契約)	第9-2号 (市町)			
		物 納		30kg/10a					

※賃料の変更については、借受者及び貸付者の双方から、同時に(同内容の)申出があった場合には、相手方の同意を求める事務を省きます

## 2 契約内容(賃借料以外)を変更する場合

現在の契約	配分計画の変更内容		例示		手続き内容	手続き様式 (提出先)	提出期限 等
			現在	変更後			
賃貸借契約 ・ 使用貸借契約共通	氏名及び住所		(農)広島ファーム	(株)広島ファーム	農用地利用配分計画 変更届	第8-9号 (機構)	事案発生 後すみやかに
	終期 (存続期間)	終期を待たずに契約終了	(終期) H38.12.31	H29.12.31	農用地利用配分計画 解約協議	第9-2号 (市町)	事前 にご相談ください
		終期を延ばす	(終期) H38.12.31	H48.12.31	農用地利用配分計画 解約協議(⇒再契約)	第9-2号 (市町)	
	農地(地番)の一部が 分筆され転用される		大字〇〇字 ■■123番地 (1,000㎡)	大字〇〇字■■ 123番地 <sub>1</sub> (700㎡)	農用地利用配分計画 解約協議(⇒再契約)	第9-2号 (市町)	
	相続等で農地の所有者が かわる		○山■郎	○山◆子	農用地等の所有権移 転の届出	第9-11号 (市町)	
	利用内容の変更		田	果樹 や 農業用施設	果樹等・農業用施設 への利用目的変更依頼	依頼書 (機構)	

手続きの詳細は「事務処理要領手続フロー」19ページ～28ページをご覧ください。